コンビニで24時間納付できます！

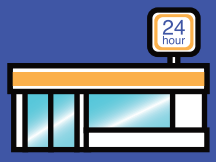

蒲郡市では、平成27年1月から納税者の利便性向上のため、休日・夜間を問わず24時間いつでも納付できる全国のコンビニ（利用できるコンビニを参照）での収納を開始いたしました。

また、今までご利用の各金融機関・ゆうちょ銀行・郵便局においても、引き続き納付が可能です（市税等が納付できる詳細案内につきましては、納付書の裏面にてご確認ください）。

■コンビニで納付ができない納付書

- ◆ 金額を訂正した場合
- ◆ バーコードの印刷がない場合
- ◆ 破損、汚損などによりバーコードが読み取れない場合
- ◆ 期別納付額（1枚あたりの金額）が30万円を超える場合
- ◆ 使用期限（各納期限後20日以内）を過ぎた場合
- ◆ 平成26年12月以前に発行されている納付書の場合

■コンビニで納付できる納付書のサンプル

期別を間違えて納付されますと延滞金の計算がされ督促状が送付されますのでご注意ください。

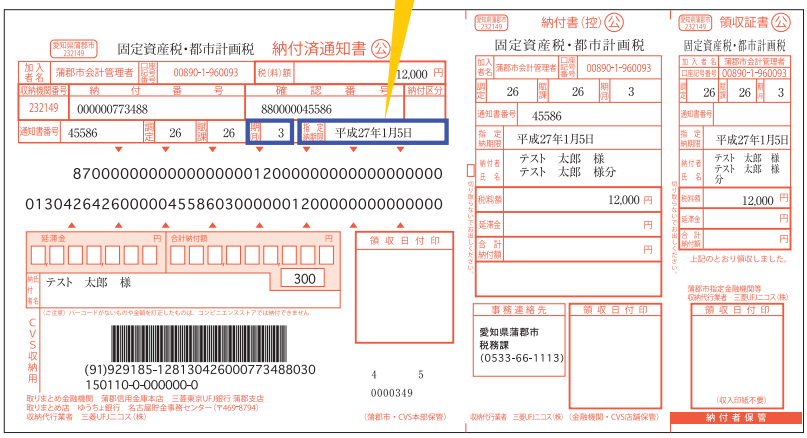

■利用できるコンビニ

下記のコンビニであれば全国どこの店舗でも納付できます。

セブン-イレブン　LAWSON　ファミリーマート　サークルK　サンクス　ミニストップ　スリーエフ　コミュニティストア　デイリーヤマザキ　ニューデイリーストア　デイリーストア　ヤマザキスペシャルパートナーショップ　セーブオン　MMK設置店　セイコーマート　ハマナスクラブ　ポプラ　生活彩家　くらしハウス　スリーエイト

（平成28年10月時点）

■納税通知書・納付書（払込取扱票）が変更になりました

コンビニ収納導入に伴って、平成27年度課税分から納税通知書等の様式が変更となり、これまで1冊につづられた納税通知書の納付書部分が、次のとおり期別ごとに1枚ずつ分かれて同封されます。全期または期別、納期限をよくお確かめいただいたうえで、各金融機関・コンビニなどで納付してください。

期別を間違えて納付されますと延滞金の計算がされ督促状が送付されますのでご注意ください。

変更前

納税通知書
と
納付書

【1冊につづられている】

変更後

納税通知書 ＋ 納付書

【1枚ずつ分かれている】

【お問い合わせ】蒲郡市役所
税務課 0533-66-1116（市民税）・1113（固定 土地）・1114（固定 家屋）・1115（軽自）
収納課 0533-66-1117（収納）　保険年金課 0533-66-1172（国保税）